

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公表番号】特表2015-509815(P2015-509815A)

【公表日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-022

【出願番号】特願2015-500490(P2015-500490)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/06 (2006.01)

A 6 1 M 39/10 (2006.01)

A 6 1 M 39/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/06 5 0 0

A 6 1 M 39/10

A 6 1 M 39/24

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月5日(2016.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

ポート30は、カテーテルアダプタ14の側壁32から外側に延びる1以上の一体化した本体部を有するポート本体36を含むことができる。例えば、ポリカーボネート、ポリエチレン、ポリプロピレン、およびコポリエステルのような代表的なプラスチック材料が、ポート本体36を形成するために使用可能とされる。ポート本体36は、内腔16の入口44と開口34との間に延びる穴48を画定することができる。入口44および穴48の少なくとも一部は、雌型ルアー接続(female luer connection)についての国際標準化機構(ISO)の規格の少なくともいくつかに準拠した形状および寸法に作製され得る。これにより、雄型ルアースリップ(male luer slip)、即ち、雄型ルアーロック(male luer lock)がポート30に接続可能とされる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 5】

図2は、図1のカテーテルアッセンブリー10の斜視上面図を示す。図示したように、ポート30は、セプタム56のスリット58を通じて挿入される雄型ルアー装置(図6のルアーアクセスコネクタ80など)を用いて利用可能とされる。雄型ルアー装置がルアーロックを含む場合、雄型ルアー装置は、ルアーねじ50と連結することができる。このようにして、別個のアクセスマニホールド(access manhole)は、その中を通じて流体連通を作るよう、ポート30によりカテーテルアダプタ14に結合可能とされる。加えて、注射器、針、または他のそのような装置が、それを通して流体を引き抜くように、セプタム56のスリット58を通して挿入可能とされる。